

# 原産品判定依頼

シーン

画面イメージ

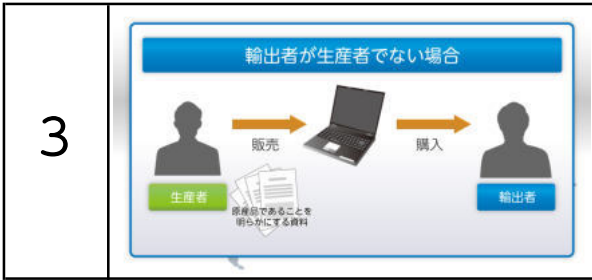
ナレーション



次に原産品判定依頼について説明します。原産品判定依頼とは、輸出する産品が経済連携協定に基づく原産品であるかどうかについての審査の依頼です。



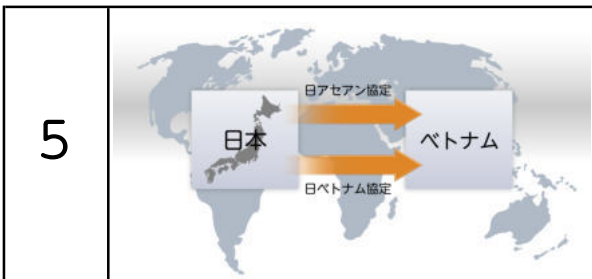
原産品判定依頼を行うことができるのは、生産者または輸出者です。



輸出者が生産者でない場合、輸出者が生産者より資料を入手し、原産品判定依頼をする方法と、



生産者が資料を作成し、輸出者に代わり原産品判定依頼を行い、承認後、その原産品判定情報を輸出者に対して利用してよいという意思表示をする、同意通知という方法があります。



日本からベトナムに産品を輸出する場合、2国間の協定のほかに、日アセアン協定も利用可能です。ただし、輸出先の国が同じであっても、利用する協定が異なる場合、協定により原産地規則が異なります。利用する協定で原産品判定依頼を行ってください。

# 原産品判定依頼

シーン

画面イメージ

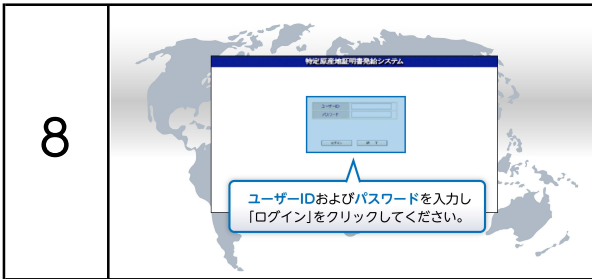
ナレーション



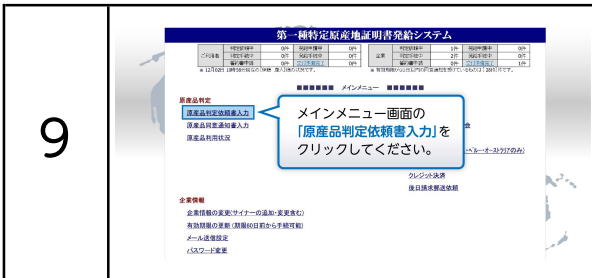
それでは、原産品判定依頼の具体的な手順をご説明します。お手元に資料をご用意ください。企業登録完了時に郵送された通知書に記載されている「特定原産地証明書発給システム」のURLをインターネットエクスプローラーのアドレスバーに入力し、発給システムにアクセスしてください。



発給システムにアクセスしたら、「ログイン画面」をクリックしてください。



通知書に記載されているユーザID、パスワードを入力し、「ログイン」をクリックしてください。



「メインメニュー」画面左上の「原産品判定依頼書入力」をクリックしてください。

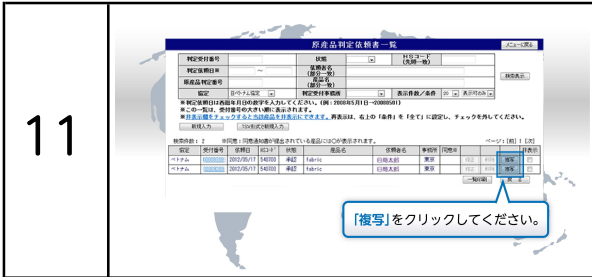


続いて画面左側にある「新規入力」をクリックしてください。

シーン

画面イメージ

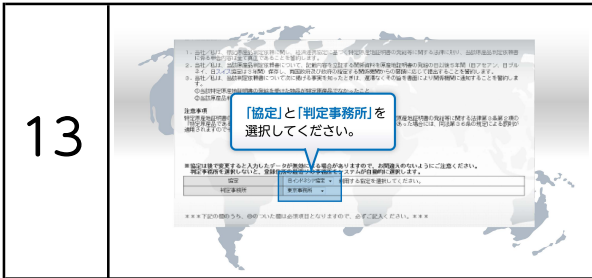
ナレーション



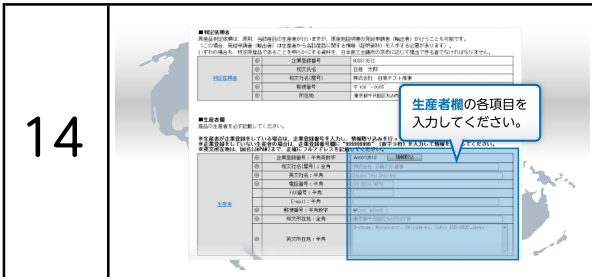
2回目以降、類似の原産品判定依頼を新規で依頼する場合は、表の右側にある「複製」をクリックすると、より簡便に新規の判定依頼書を作成することもできます。



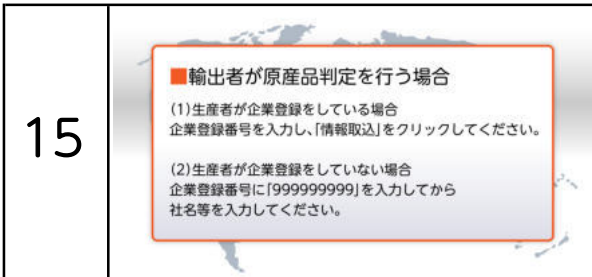
誓約事項を確認のうえ、「はい」をクリックしてください。



次に「協定」と、判定を依頼する「判定事務所」を選択します。



次に、生産者欄を入力します。生産者自らが判定依頼を行う場合、企業登録番号を「企業登録番号」欄に入力し、「情報取込」をクリックしてください。



輸出者が判定依頼を行う場合、(1)または(2) のいずれかの方法で入力してください。



# 原産品判定依頼

シーン

画面イメージ

ナレーション

21



原産品判定依頼を行うと、判定受付番号が付与されます。資料は、特定原産地証明書の発給を受けた日より3年間または5年間の保存義務があります。また、判定事務所が資料の内容を確認する必要があると判断した場合、追加の資料の提出を依頼する。

22



判定依頼内容に不備がなければ、受理されてから3営業日以内に、原産品であると判定され、原産品判定番号が付与されます。なお、判定に関する手数料は無料です。